

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称 低濃度PCB含有残置廃棄物の収集運搬委託業務
- 2 産業廃棄物の種類 別紙仕様書のとおり
- 3 予定数量 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 契約締結日から令和8年12月28日まで
- 5 契約額 金_____円
(うち消費税及び地方消費税の額_____円)
- 6 契約保証金 金_____円
- 7 委託場所 福島県会津若松合同庁舎山鹿車庫
(福島県会津若松市山鹿町285番地)
福島県南会津合同庁舎
(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)

排出事業者 _____ 福 島 県 _____ : (以下「甲」という。)と、
処分業者 _____ : (以下「乙」という。)は、
甲の事業場で保管している低濃度PCB含有残置廃棄物の収集運搬に関して次のと
おり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の事業場で保管している低濃度PCB含有残置廃棄物を廃棄物の処理及
び清掃に関する法律、その他関係法令の規定及び別添委託仕様書を遵守し、頭書の契
約金をもって、収集運搬業務(以下「業務」という。)を実施しなければならない。

(委託内容)

第2条

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許
可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったと
きは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に
提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	許可証参照
産業廃棄物の種類	〃
許可の条件	〃
許可番号	第 _____ 号

2（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

3（収集・運搬過程における積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲は、産業廃棄物の処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- （1）産業廃棄物の性状及び荷姿
- （2）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- （3）混合等により生ずる支障
- （4）日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- （5）石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- （6）その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の状況を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙の委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（甲乙の責任範囲）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(業務の一時停止)

第9条 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報告及び検査)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく委託業務完了届及び結果報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了確認のための検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、甲から改善事項の指示があったときは、乙は速やかに対応し、甲の再検査を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(委託料の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(履行期限の遅延及び遅延利息)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲

は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項による遅延利息は、当初の履行期限（第7条及び第8条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第11条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき、第3項及び第4項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

（契約解除）

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）乙の責に帰すべき事由により、頭書の契約期間に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- （3）乙、又はその代理人、若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- （4）正当な理由により、この契約の解除を申し出たとき。
- （5）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- （6）乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（７）前各号の他、この契約に違反したとき。

２ 契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙は、次の措置を講じなければならない。

（１）乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

（２）乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

（３）前号の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

（１）前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、

乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金又は賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（事故発生時における報告）

第17条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（名義変更の届出）

第18条 乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

第20条 この契約に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙